豊後大野市ブランド認証制度実施要領

（趣旨）

第１条　豊後大野市ブランド認証制度の実施に当たっては、豊後大野市ブランド認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（実施方法）

第２条　認証の申請は、公募により実施する。

（認証の申請）

第３条　要綱第４条の規定による認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊後大野市ブランド認証申請書（以下「申請書」という。）に添える書類の認証申請調書は別紙１、認証に係る誓約書は別紙２、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に係る誓約書は別紙３の様式を用いるものとし、また、以下の書類を沿え、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

（１）生産物賠償責任保険（ＰＬ保険）証の写し

（２）申請加工品の写真（６方向）

（３）ＦＣＰ展示会・商談会シート

（４）６月以上の販売を証明する書類の写し

（５）申請商品のカタログ・パンフレット等（任意提出）

２　申請者は、申請に当たり、要綱第２条第２号に該当する場合は以下のいずれかとし、申請書に理由書（別紙４）を添えて市長に提出しなければならない。

（１）３年以内に本市内に申請商品を製造する施設を建設する確約がある場合

（２）申請商品を製造する事業者が市内に無い場合

（３）申請商品の品質や生産量の確保等ができる事業者が市内に無い場合

（４）申請商品を製造する専門的な技術、知識等を有する事業者が市内に無い場合

（５）許認可により、市内で加工できない場合

（認証基準等）

第４条　要綱第５条の規定による審査については、認証の基準を別に定めるものとし、その基準に基づき総合的に審査を行うものとする。

２　当該申請商品の審査に当たっては、市長が委嘱する豊後大野市ブランド認証審査委員（以下「審査委員」という。）に意見を聴くものとする。

３　申請者は、市長が定める日までに当該申請商品のサンプルを提出しなければならない。

４　市長は、申請者に対し、必要に応じて追加資料の提出や説明を求めることができる。

５　審査等に関する内容は、原則非公開とする。

（認証審査結果の通知）

第５条　市長は、申請商品の認証の適否を決定したときは、その結果を豊後大野市ブランド認証審査結果通知書（別紙５）により、当該申請者に通知するものとする。

（認証事業者の資格）

第６条　認証の決定を受けた者（以下「認証事業者」という。）は、要綱及び要領に定める事項を遵守するとともに、次の各号について特に留意しなければならない。

（１）認証の決定を受けた商品（以下「認証品」という。）の生産、製造、販売等を通じて当該認証品の情報発信を積極的に行い、本市の知名度及びイメージ向上に努めるとともに、豊後大野市ブランドの推進に係る活動に協力しなければならない。

（２）当該認証品に係る事故、苦情等（以下「事故等」という。）が発生したときは、認証事業者がその一切の責任を負うものとし、当該事故等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。

（３）事故等の問題が生じたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（４）市長が認証品の事故等の連絡を受けたときは、認証事業者に対して速やかにその内容を連絡するものとし、連絡を受けた認証事業者は、当該事故等に誠意をもって対処し、その状況を市長に報告しなければならない。

（事業実績報告）

第７条　要綱第１０条の規定による豊後大野市ブランド認証事業実績報告書に添える書類の事業実績内訳書は別紙６の様式を用いるものとする。

（その他）

第８条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和３年２月１日から適用する。

附則

この要領は、令和５年９月１日に一部改正し、同日から適用する。